

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第5回 守谷市環境審議会			
開催日時	令和8年3月9日（月） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時20分			
開催場所	守谷市役所 A棟 3階 庁議室			
事務局（担当課）	生活経済部 生活環境課			
出席者	委員	清野会長、月岡委員、鈴木（榮）委員、野口委員、飯田委員、椎名委員、松井委員、中村（充紀）委員、柳澤委員、加藤委員（10名）		
	その他			
	事務局	藤坂副市長 鈴木部長、山崎課長、戸崎補佐、高橋係長、中村係長、高見主任、染谷主事（8名）		
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名	
公開不可の場合はその理由				
会議次第	1. 開会 2. 市長挨拶 3. 審議事項 (1) 令和8年度守谷市一般廃棄物処理実施計画（案）について 4. 報告事項 (1) 守谷市環境報告書について (2) 令和7年度公害実態調査について (3) 第26回利根川河川敷クリーン作戦の中止について 5. その他 6. 閉会			
確定年月日	会議録署名			
令和8年3月31日	会 長 清野 修			

審 議 経 過

1. 開会

司 会：この会議は、「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、公開となります。事前に市ホームページ及び市庁舎の掲示板等で会議の開催について周知してございます。また、ホームページで掲載されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。本日の出席委員につきましては14名中10名でございます。過半数に達しておりますので、本守谷市環境審議会条例第5条第3項により会議は成立いたします。よろしくお願いいたします。

2. 市長挨拶（代理：副市長挨拶）

3. 審議事項

(1) 令和8年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

【資料1に基づき事務局より説明】

会 長：事務局の説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

委 員：2ページの事業所可燃ごみ排出量が大幅に増加しております。さしま環境管理事務組合の処理量増加が未確定のため、計画資料に注記を明確にすべきではないでしょうか。また、可燃ごみの影響はないのでしょうか。事業所だけの問題でしょうか。

委 員：さしま環境の件につきましては、焼却施設延命化工事により処理しきれない可燃ごみを、来年9月から翌年3月にかけて受け入れる依頼がきております。茨城県の県南・県西地区のごみ処理施設連絡協議会があり、余力のある施設で受け入れることになっています。その中で最も近い私どもに協力依頼があり、受け入れることが決まっています。ただし、量や搬入方法については暫定的で、これからさしま環境と協議していくところです。持ち込まれるのは、一般家庭から出た可燃ごみで、さしま環境側では一番近い坂東市のごみを受け入れたい意向です。令和4年から6年にかけて焼却施設に不具合があり、その際、可燃ごみ中に鉄類が混入していたためであり、我々のごみもさしま環境にお世話になっております。

事 務 局：事業所可燃ごみ排出量の増加要因が資料に明記されていないため、理由が分かるよう明記いたします。

委員：家庭ごみの計画排出量が人口増に比して大幅に増加している理由は何でしょうか。

事務局：計画量は、令和3年度に策定した「守谷市一般廃棄物処理基本計画」をもとに算出しています。この頃、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛があり、家庭内で過ごす時間が増えたため家庭ごみが増加傾向にありました。その状況を踏まえて予測したものです。現在は減少傾向にありますが、計画値は過去の予測に基づいております。

委員：一般市民の視点で見ると21ページのごみ排出量数値が1ページの数値と異なるように感じますが、なぜでしょうか。

事務局：差異は、集団回収などごみとして排出されていない部分も含めているため、データの取り扱いの違いによるものです。

委員：ごみ排出量は人口を365日で割って算出しております。

委員：4ページの排出抑制の方策では守谷市はごみの抑制を目標としていますが、21ページの一人一日当たりの排出量が上昇しています。目標と数値が異なっているように感じますが、いかがでしょうか。

事務局1：数値は一般廃棄物処理基本計画の排出予想量に基づいております。上昇しているのは他の計画に基づく数値を使用しているためです。

事務局2：当初作成した計画は10年スパンであり、令和8年度の数値は既に定まっています。実績値との乖離があり、基本計画見直し時に修正を予定しています。

委員：一般市民は数値を見て判断します。令和6年・7年は減少しているのに令和8年に増加すると、誤解を招く恐れがあります。説明文などで補足した方が良いのではないのでしょうか。

会長：そもそも市民は基本計画の存在を知らないため、基本計画に基づくことと実績にズレがあることを説明すべきです。単に事務的に説明すると違和感を生じます。令和7年度までの実績が良好であったため、令和8年度の上昇は見かけ上のものであり、その旨も説明すべきだと思います。

事務局：いただいたご意見を踏まえ説明を分かりやすくし付記を加えます。

4. 報告事項

会長：それでは議事に戻りまして、報告事項に移りたいと思います。(1)の守谷市環境報告書について、事務局からお願いします。

(1) 守谷市環境報告書について

【資料2に基づき事務局から説明】

会長：次に、(2)令和7年度公害実態調査について、事務局からお願いします。

(2) 令和7年度公害実態調査について

【資料3に基づき事務局から説明】

会長：次に、(3)第26回利根川河川敷クリーン作戦の中止について、事務局からお願いします。

(3) 第26回利根川河川敷クリーン作戦の中止について

【資料4に基づき事務局から説明】

会長：事務局の説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

委員：資料の重複が多く、環境のことを考えると二重になっているところはもったいないと感じます。資料3の後半が資料2にも含まれているため、資料2の方を残して資料3の重複部分を削除してもよろしいのではないのでしょうか。また、8ページの空き家率について、令和7年に一気に倍になっているのは正しいのでしょうか。28ページの役務（食堂）が100から0になった理由は何でしょうか。さらに、資料3の10ページのCODの数値が基準値を超えているため、網掛け表示になるのではないのでしょうか。

事務局1：資料の重複については、環境配慮の観点から紙の削減に努めるため、訂正して対応いたします。空き家率につきましては、空き家戸数自体は変わっておりませんが、守谷市全体の住宅の分母が増加しているため、そのような数値になっていると担当課から聞いております。

事務局 2 : 28 ページの件は、役務食堂の清掃に関するもので、令和 6 年度は食堂が開設されておらず休憩室であったため、物品等の調達がなくなっていることによるものです。

事務局 3 : 資料 3 の 10 ページ、3-1-13 の COD 数値は基準を上回っておりますので訂正いたします。

委員 : 資料 2 の 25 ページに守谷市の二酸化炭素排出量推移のグラフがあります。数値の変動が分かるのですが、24 ページに記載の結論、すなわち目標をグラフに目標値のラインとして入れておくと推移がより分かりやすくなります。同様に 26 ページにも守谷市の排出量が記載されていますが、こちらにも目標値のラインを入れていただきたい。排出削減が目標であるため、目標に対して現状がどうなっているかを明確に示すべきです。なお、25 ページと 26 ページの排出量の算出方法は同じでしょうか。

事務局 : 25 ページは環境省の数値を使用し、26 ページは生活環境課が独自に算出した数値です。

委員 : では 26 ページは正確な積み上げ数値で、25 ページは全体的な枠組みで抑えたものということでしょうか。25 ページも積み上げて算出するのは難しいのでしょうか。

事務局 : 25 ページの数値は環境省のデータを拾っており、年度ごとに把握されている数値を使用しています。環境省の基準が多少変わるため数値にも影響があると聞いており、委員のご指摘のような見せ方は難しいと考えております。

委員 : 実態としては 26 ページの積み上げ数値で算出されています。25 ページも家庭の電気使用量を統計的に把握するなどができればよいと思います。DX 時代においてそれは不可能ではないと考えます。そうすれば 26 ページの実数が守谷市でどうなっているかが明確になり、市役所だけでなく市全体の数値が把握できるのではないのでしょうか。

委員 : 公害実態調査資料の 21 ページに『悪臭 1』『不法投棄 2』と記載されていますが、これらは一過性のものなのでしょうか。

事務局 : 悪臭及び不法投棄はともに一過性のものであり、不法投棄について

は警察も介入し適切に処理済みです。

会 長：クリーン作戦が6～7年間実施されていません。ごみがなくなったのは良いことですが、以前の説明ではイノシシの影響もあったと聞いています。イノシシの実態は把握されていますか。

事務局1：イノシシについては昨年から微増傾向というデータが経済課から報告されています。捕獲数は減少していますが、目撃数は増加しています。

事務局2：先の説明ではごみ減量の影響のみでしたが、実際にはイノシシも懸念事項として影響しています。河川敷だけでなく市内の生息しやすい箇所にも出没しており、頭数は減っている状況ではありません。

会 長：市の具体的な対応はどのようになっているのでしょうか。

事務局1：対応は経済課が担当しており詳細は説明しにくいのですが、基本的には猟友会の協力を得て対応していると聞いております。

事務局2：くくり罠も設置していますが、昨年小学生が誤って罠にかかる事故がありました。注意看板は設置していますが、夢中で走っていると気づかないことがあります。幸い大きなけがはありませんでした。猟友会のメンバーを鳥獣被害対策実施隊として依頼し駆除を行っていますが、目撃情報は増加しています。

会 長：対応する行政組織の体制について懸念があります。鳥獣害の捕獲には補助金が出ており、農業予算で経済課が対応していますが、増加の要因は重要な環境問題です。農業被害防止のための法律と予算が農林水産省にあり、一方で野生生物保護法が環境省にあります。国の法律同士は整合性が取れていますが、市レベルで全体を見渡す部署がなければ整合のとれた対応は困難です。猟友会に捕獲を委託するだけでは根本的な解決にはなりません。生息場所や増加の理由など生息環境の問題を踏まえた対応が必要です。

5. その他

会 長：その他、報告等がありましたらお願いします。

【事務局より報告】

事務局：公害に関する測定について報告いたします。地下水調査はこれまで

16箇所を実施していましたが、来年度から測定数を半減し、2年ごとのローテーションで実施いたします。騒音振動調査も15箇所で行っており、こちらも同様に測定数を半減し2年ローテーションとします。自動車騒音の常時監視は国の委託事業のため変更はありません。令和8年度の予算編成にあたり、生活環境課のみならず庁舎全体で事業の精査を行い、ゼロベースで見直しを進めております。地下水調査は市内を32のブロックに分け、毎年16ブロックずつ計測していましたが、今後は半分に減らし4年に1度全域を測定する形に変更します。騒音規制に関する法定義務も遵守しつつ、事業精査を進めております。

委員：地下水調査の地区ごとの割り振りについて伺います。自分は本町地区ですが、井戸を所有している方が複数います。この地区はローテーションで検査を行っているのか、またどのように検査地点を選定しているのか教えてください。

事務局：市内を32のブロックに分割し、測定しております。今回、測定地点数を16箇所に絞るため、なるべく広い範囲で連絡調整を行い承諾を得た地点で実施しています。

委員：放射能調査についてですが、市の調査はほぼ終了しています。しかし、プロムナード地区は依然として調査地点として残っていると聞いています。市内調査は継続されるのか、説明をお願いします。

事務局：環境報告書にも記載がありますが、プロムナード地区の放射能調査は継続中です。一方で、市内の公園や幼児施設、小・中学校は安定的な数値が確認されているため、調査を終了しております。引き続きプロムナード水路については調査を継続しております。環境報告書には、プロムナード水路について記載がありません。実態としては調査を続けています。

会長：最後に全般を通して何かございますか。無ければこれで本日の審議会を終了したいと思います。長時間にわたりありがとうございました。

6. 閉会